

許可申請、変更、除却等の手続について

1 新規の手続

屋外広告物を新規に表示・設置しようとするときは、適用除外の広告物を除き、許可が必要です。

申請にあたっては、次の書類を提出し、後日、市から送付する「納入通知書」で許可申請手数料を納付してください。

申請書類の提出方法は、郵送・窓口持参のどちらでも可能です。

< 提出書類 >

提出書類は正本1部です。

なお、副本も作成してお手元に用意していただき、許可後に市からは許可書1枚と許可シールを交付しますので、副本と併せて保管してください。

申請書		屋外広告物表示等許可申請書（第1号様式）	
添付書類	必ず提出	案内図	1/1500程度、建物等の所在地が分かるように
		配置図	上から見た「敷地」「建物」と広告物の関係が分かるように（広告物に番号を付けてください）
		立面図	横から見た「建物」と広告物の関係、広告物の表示内容がわかるもの（広告物に番号を付けてください）
		意匠図	広告物のデザイン・色彩が分かるように （注）自然系許可地域で1面3㎡以上、住居系許可地域で1面5㎡以上の広告物は、色彩規制があるため、地色のマンセル値とその割合を記載してください。
		構造図	基礎、柱、板面の構造、取り付け方法が分かるもの
	場合により提出	委任状	申請を第三者に委任するとき（書式は任意）
土地所有者等の承諾書		広告物の設置場所が他人の所有又は管理に属するとき（書式は任意）	
特定屋外広告物安全管理者の資格証明		高さ4m超の広告物で、工作物確認が必要な特定屋外広告物を設置するとき（屋外広告士、講習会修了者他）	
<p>< 許可書の郵送を希望する場合 ></p> <p>許可書の郵送を希望される場合、返信用封筒に宛先を明記し、返信に必要な郵便料金の切手を貼付してください。 許可書を窓口で受け取る場合は不要です。</p>			

2 継続の手続

許可期間満了後も継続して屋外広告物を表示・設置しようとするときは、期間満了の 30 日前までに継続申請が必要です。

申請にあたっては、次の書類を提出し、後日、市から送付する「納入通知書」で許可申請手数料を納付してください。

申請書類の提出方法は、郵送・窓口持参のどちらでも可能です。

< 提出書類 >

提出書類は正本 1 部です。

なお、副本も作成してお手元に用意していただき、許可後に市からは許可書 1 枚と許可シールを交付しますので、副本と併せて保管してください。

申請書		屋外広告物表示等許可申請書（第 1 号様式）	
添付書類	必ず提出	屋外広告物安全点検報告書（第 6 号様式）	継続申請日の 90 日以内に行った点検の結果報告
		現況カラー写真台帳	継続申請日の 90 日以内に撮影した広告物の写真を添付
	場合により提出	委任状	申請を第三者に委任するとき（書式は任意）
		点検実施者の資格証明	安全点検を行う屋外広告物が、高さ 4 m 超の特定屋外広告物の場合で、点検実施者が特定屋外広告物安全管理者と異なる者の場合（屋外広告士、講習会修了者）
		図面一式	前回の許可を受けていない、新たな広告物がある場合は、新規の場合と同じ図面
	<p>< 許可書の郵送を希望する場合 ></p> <p>許可書の郵送を希望される場合、返信用封筒に宛先を明記し、返信に必要な郵便料金の切手を貼付してください。 許可書を窓口で受け取る場合は不要です。</p>		

3 屋外広告物の変更の手續

許可を受けた広告物等について変更をしようとする場合は、広告物等を表示又は設置する前に変更の許可申請が必要です。

ただし、次の場合は軽微な変更・改造となりますので、事前に届出をしてください。

軽微な変更・改造となる場合

広告物等の形状、面積、高さに変更を伴わない表示内容の変更、修繕、補強、塗装
軽微な変更・改造にあたるかどうかは事前にご相談ください。

< 提出書類 >

(1) 変更許可申請の場合

申請書		屋外広告物表示等許可申請書 (第 1 号様式)	
添付書類 (各1部)	(変更箇所を赤等で表示してください。) 変更がある図面のみ必ず提出	案内図	1/1500 程度、建物等の所在地が分かるように
		配置図	上から見た「敷地」「建物」と広告物の関係が分かるように (広告物に番号を付けてください)
		立面図	横から見た「建物」と広告物の関係、広告物の表示内容がわかるもの (広告物に番号を付けてください)
		意匠図	広告物のデザイン・色彩が分かるように (注) 自然系許可地域で 1 面 3 m ² 以上、住居系許可地域で 1 面 5 m ² 以上の広告物は、色彩規制があるため、地色のマンセル値とその割合を記載してください。
			構造図
場合により提出		委任状	申請を第三者に委任するとき (書式は任意)
		土地所有者等の承諾書	広告物の設置場所が他人の所有又は管理に属するとき (書式は任意)
		特定屋外広告物安全管理者の資格証明	高さ 4 m 超の広告物で、工作物確認が必要な特定屋外広告物を設置するとき (屋外広告士、講習会修了者他)
<p>< 許可書の郵送を希望する場合 ></p> <p>許可書の郵送を希望される場合、返信用封筒に宛先を明記し、返信に必要な郵便料金の切手を貼付してください。 許可書を窓口で受け取る場合は不要です。</p>			

(2) 軽微な変更の場合

届出書		軽微な変更等届出書 (第 7 号様式)		
添付書類 (各 1 部)	(変更箇所を赤等で表示してください。) 変更がある図面のみ必ず提出	案内図	1/1500 程度、建物等の所在地が分かるように	
		配置図	上から見た「敷地」「建物」と広告物の関係が分かるように (広告物に番号を付けてください)	
		立面図	横から見た「建物」と広告物の関係、広告物の表示内容がわかるもの (広告物に番号を付けてください)	
		意匠図	広告物のデザイン・色彩が分かるように (注) 自然系許可地域で 1 面 3 m ² 以上、住居系許可地域で 1 面 5 m ² 以上の広告物は、色彩規制があるため、地色のマンセル値とその割合を記載してください。	
		構造図	基礎、柱、板面の構造、取り付け方法が分かるもの	
	場合により提出	委任状	申請を第三者に委任するとき (書式は任意)	
		土地所有者の承諾書	広告物の設置場所が他人の所有又は管理に属するとき (書式は任意)	
		特定屋外広告物安全管理者の資格証明	高さ 4 m 超の広告物で、工作物確認が必要な特定屋外広告物を設置するとき (屋外広告士、講習会修了者他)	
	<p>< 届出書の郵送を希望する場合 ></p> <p>返信用封筒に宛先を明記し、返信に必要な郵便料金の切手を貼付し、届出書類に同封するか、届出の際にご持参ください。 窓口で受け取るときは不要</p>			

5 中止の手続

中止する場合は「屋外広告物表示等許可申請取下げ(取りやめ)届出書(第2号様式)」を提出してください。

- ・ 許可の申請をしたが、許可を受ける前に中止するとき(取下げ)
- ・ 許可を受けたが、表示又は設置する工事の前に中止するとき(取りやめ)

6 表示者等の変更等の手続

表示者(設置者)、管理者、特定屋外広告物安全管理者が変更となったときは、「屋外広告物表示者等変更届出書(第8号様式)」を提出してください。

また、特定屋外広告物安全管理者を新たに設置した場合は「特定屋外広告物安全管理者設置届出書(第9号様式)」を提出してください。

7 除却の手続

継続申請をせずに許可期間が満了した場合、または許可期間満了前に広告物を除却したときは、速やかに「屋外広告物除却(滅失)届出書(第10号様式)」に広告物の除却前・除却後の状況がわかる写真を添付して提出してください。

許可申請書の書き方

1 欄 申請の種類

該当する種類にチェックしてください。

新規：新たに広告物を表示、又は掲出する物件を設置する場合

変更：既に許可を得ている広告物の種類や規模を変更しようとする場合

継続：既に許可を得ている広告物の許可期間満了に伴う継続申請の場合

2 欄 表示（設置）場所

広告物の表示（設置）場所を記入します。

建築物を利用する場合はその建築物の住居表示を、野立て等の場合はその土地の地名地番を記入します。

車両等の移動のものは、その範囲を記入します。

3 欄 管理者

広告物を実際に管理する管理責任者を記入します。

屋外広告業者に管理を委託している場合は、その業者を記入します。

4 欄 特定屋外広告物安全管理者

申請広告物に特定屋外広告物が含まれる場合に、その安全管理者(資格取得者)について記入します。

特定屋外広告物が含まれない場合は、空欄となります。

5 欄 工事施工者

屋外広告物の表示又は設置の工事の施工者の住所・氏名を記入します。

工事を建築業者や屋外広告業者に請け負わせる場合は、これらの業者名等を記入します。

またその場合は、当該業者の屋外広告業の登録・特例届出が必要（合わせて6欄への記入も必要）となりますので、ご確認ください。

継続申請など工事が伴わない申請の場合は、空欄となります。

6 欄 屋外広告業の登録・特例届出

屋外広告物の表示又は設置の工事の施工者の、相模原市への屋外広告業の登録、又は特例届出の通知日、番号を記入します。

継続申請など工事が伴わない申請の場合は、空欄となります。

7 欄 表示（設置）期間

広告物を掲出する期間が限定されている場合には、その期間を記入します。

限定されていない場合には、空欄となります。

8 欄 前回許可

継続申請の場合、前回の許可年月日、許可番号（前回の許可書に記載されています。）を記入します。

9 欄 他の許可等

建築基準法の工作物確認、道路占用許可、野立て広告物で地主の承諾書等が必要な物件の場合に、該当する許可等にチェックし、“日付”や“番号”、“申請中”や“許可済み”等の状況を記入します。

10 欄 種類、規模、数量、照明及び表示内容等

番号をふり、配置図、立面図、意匠図等の図面と一致させてください。

壁面広告の場合は、壁面の方位を記入してください。

種類：手数料表の区分及び許可基準の参考図の区分にしたがい記入します。

規模：広告物の大きさ、面数、面積、高さを記入します。

数量：広告物の基数を同一種類ごとに記入します。

照明：照明の有無を記入します。

ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置の場合はその旨も記入します。なお、自然系許可地域及び住居系許可地域では、これらの照明は設置禁止となっていますので、ご注意ください。

表示内容：表示する文字等の内容を記入します。

記入例

番号 注1	方位 注2	種類	タテ		ヨコ		面数		面積	高さ 注3	照明有無	表示内容
		独立広告板	1.2m	×	6.0m	×	1面	=	7.2m ²	高さ7.0m	(照明有)	[スーパー]
	北面	壁面広告	0.6m	×	3.0m	×	1面	=	1.8m ²	高さ4.0m	(照明無)	[ベーカリー]
	南面	壁面広告	0.9m	×	1.8m	×	1面	=	1.62m ²	高さ2.0m	(照明有)	[ドラッグ]
		屋上広告塔	3.0m	×	4.0m	×	4面	=	48.0m ²	高さ3.6m	(照明有)	[スーパー]
		壁面突出広告物	3.6m	×	0.5m	×	2面	=	3.6m ²	高さ5.0m	(照明有)	[クリーニング]
		立看板(金属製)	0.9m	×	0.5m	×	2面	=	0.9m ²	高さ0.9m	(照明有)	[スーパー 入口]

注1 番号をふり、配置図、意匠図にも同じ番号を記入

注2 壁面利用広告の場合は、表示又は設置する壁面の方位を記入

注3 独立、壁面、立看板他の場合：地上から広告物の上端までの高さ
屋上の場合：建築物の上端から広告物の上端までの高さ

【参考】手数料算定の例

番号	種類	規格(m)	面積(m ²)	照明	手数料(円)
1	独立広告板	2.5×4.0×2面	20	有	20/5×2,400=9,600
2	壁面広告板	南面 1.8×3.6	6.48	有	
3	壁面広告板	南面 0.9×1.8	1.62	有	
		南面合計(注1)	8.1		10/5×2,400=4,800
4	壁面広告板	東面 1.8×3.6	6.48	無	10/5×1,500=3,000
					合計=17,400

注1：壁面広告物は一壁面ごとに集計をし、その面積を1基として算定します